

庄原市奨学金（貸付）制度の資格要件について

庄原市奨学金（貸付）制度の資格要件④「経済的理由により修学が困難であると認められること」について、父母等の前々年分の所得金額の合計から、下記【表１】に掲げる控除額を控除した額が、【表２】に掲げる基準所得金額以下の世帯に属するものを対象とします。下記を参照の上、別紙 認定所得計算書を作成してください。

【表１】 控 除 対 象 項 目 一 覧 表

区 分			控 除 額						
世帯を 対象と する 控 除	(1) 母子・父子世帯		49 万円						
	(2) 就学者（児童・ 生徒・学生1人につ き）		小 学 校		8 万円				
			中 学 校		16 万円				
						自宅通学	自宅外通学		
			高 等 学 校		国公立	28 万円	47 万円		
					私 立	41 万円	60 万円		
			高等専門学校		国公立	36 万円	55 万円		
					私 立	60 万円	80 万円		
			大 学		国公立	59 万円	102 万円		
					私 立	101 万円	144 万円		
			専 修 学 校		高等 課程		国公立	17 万円	27 万円
							私 立	37 万円	46 万円
					専門 課程		国公立	22 万円	62 万円
							私 立	72 万円	112 万円
(3) 障害者1人につき		86 万円							
(4) 長期療養者のいる世帯		療養のために経済的に特別な支出をしている年間金額							
(5) 主たる生計支持者が 別居している場合		別居のために特別に支出している年間金額 71 万円を限度							
(6) 主たる生計支持者及び (2)並びに(3)以外の者 (1人につき)		21 万円							
本人を 対象と する 控 除	高等学校・高等専門学校及び専 修学校（高等課程）に進学する場 合		28 万円						
	大学・専修学校（専門課程）及び 各種学校に進学する場合		59 万円						

※ 太字 の項目は、控除を受けるための証明書類を添付する必要があります。

【表２】 基準所得金額の算定方法について

基準所得金額の算出方法	(父母等の所得金額の合計) - (控除額合計) = (認定所得金額)
基 準 所 得 金 額	321 万円